

方針タイトル: サプライヤー重要要求事項

方針番号: TC-203-51-000

方針分類: グローバルサプライ

方針責任者: グローバルサプライ担当ディレクター

方針声明

テナントカンパニーは、長年、倫理的なビジネス慣行を実践してきたことを誇りとし、また、環境と人権の保護に尽力しています。当社のサプライヤー重要要求事項方針（以下「方針」）は、「Thriving People. Healthy Planet. (人々の繁栄、健康な地球)」という当社のサステナビリティフレームワークを基調としています。テナントは、国連ビジネスと人権に関する指導原則(UNGP)、サプライヤーや顧客に適用される現地の慣習、法律、規制および憲章を指針として、倫理的なビジネスの実践を約束しています。こうした要求事項は、テナントが署名している国連グローバルコンパクトと、責任ある企業同盟(RBA)行動規範とに基づいています。

本文書では、テナントの供給基盤(以下「サプライヤー」)に対する重要要求事項の概要を説明します。詳細はサプライヤーマニュアルに記載されています。このマニュアルには、すべての具体的なコンプライアンスおよび宣言の要件と、テナントの品質管理システム内の操作に関するガイダンスが記載されています。サプライヤーマニュアルは、適用規制の変更、またはテナントが供給基盤と取引を行うために維持しているシステムの変更に基づき、必要に応じて更新されます。

テナントのサプライヤーになる、またはサプライヤーであり続けるには、本方針の要求事項を遵守する必要があります。サプライヤーはまた、自らの下請業者およびサプライヤーに、本方針の要求事項について説明責任を課す必要があります。サプライヤーが本方針の要求事項を満たしていないとテナントが判断した場合、テナントは修正が必要な事項や改善が必要な事項についてガイダンスを提供します。テナントは、サプライヤーに対し、本方針を遵守するための是正措置計画を策定することを求めています。UNGPのもとでは、テナントは、テナントの人権、環境、ガバナンスに関する方針をサプライヤーが遵守できるよう、引き続きサプライヤーと協力することを選択できます。ただし、上記にかかわらず、テナントは、サプライヤーが本方針を遵守しないことを根拠として、未処理の注文をキャンセルする、以降の注文を停止する、またはサプライヤーとの関係を終了する権利を留保します。

適用性

本方針は、テナントのすべてのサプライヤーに対し、グローバルに適用されます。

方針

1. **法令遵守** – テナントカンパニーは、サプライヤーに対し、適用されるすべての法律および規制の遵守、責任あるビジネス慣行の実施、従業員に対する公正かつ適切な労働条件の維持、人権と環境に対するテナ

ントのコミットメントの共有、および堅固なセキュリティ対策の実施を求めています。テナントカンパニーは、サプライヤーとのこのパートナーシップを通じて、この世界に住むすべての人々のために、より健康で、より清潔で、より安全な世界を創造するよう努めています。

2. 労働と人権 – サプライヤーは、労働者の人権を尊重し、尊厳のある待遇を約束します。

2.1 強制労働の禁止 – 拘束労働（債務による拘束を含む）または年季奉公、非自発的または搾取的な囚人労働、奴隷制または人身売買を含め（ただし、これらに限定されない）、いかなる形態の強制労働も認められません。これには、労働やサービスに関する脅迫、強制、強要、誘拐、または詐欺による、人の移送、収容、募集、転属、または受け入れが含まれます。

2.2 児童労働 – 私たちは、いかなる形態の未成年者労働（適用法により定義）も容認しません。テナントは、サプライヤーに対し、児童労働に関して適用されるすべての現地法、国内法、国際法を遵守することを求めています。

2.3 労働時間、賃金、福利厚生 – 私たちは、従業員および契約社員の基本的ニーズを満たすために、従業員および契約社員に適切な報酬を支払い、合理的にみて適切な労働時間を提供することが不可欠であると認識しています。そのため私たちは、サプライヤーに対し、従業員および契約社員に最低賃金を下回らない賃金を支払い、法的に義務付けられた福利厚生を提供し、適用されるすべての労働時間および時間外労働の報酬に関する法律を遵守することを求めています。

2.4 差別や嫌がらせのない人道的な待遇 – サプライヤーは、従業員一人ひとりを敬意と尊厳をもって処遇し、いかなる従業員も、身体的、性的、心理的な、口頭またはその他の形態の嫌がらせや虐待を受けることがないようにします。さらに、いかなる人物も、性別、性自認、人種、宗教、年齢、障害、性的指向、国籍、政治的見解、民族的出自、婚姻状況、家族状況、公的支援に関する状況、またはその他の適用される禁止基準に基づいて、雇用における違法な差別（雇用、給与、福利厚生、昇進、懲戒、解雇、退職を含む）の対象とされないものとし、テナントでは、法律違反を報告した個人または申し立ての調査に協力した個人に対する嫌がらせ、差別、およびその他の形態の報復行為を禁止しています。

2.5 結社の自由と団体交渉 – サプライヤーは、適用法に従って付与されている結社の自由と団体交渉に対する従業員の権利を認識し、尊重するものとし、

3. 健康と安全 – サプライヤーは、従業員の健康と安全に悪影響を及ぼす業務上の怪我、病気、作業環境を最小限に抑えるよう努めるものとし、

3.1 労働安全衛生 – サプライヤーは、安全で健康的な職場環境を提供することで、世界中のすべての労働者の安全と福祉を約束するものとし、サプライヤーは、業界標準および適用される健康、安全、および火災安全に関する規制を満たすかまたは上回る作業環境を提供し、職場の危険を最小限に抑えるための是正措置を講じるものとし、

3.2 緊急事態への備え – サプライヤーは、緊急時対応計画を維持し、潜在的な緊急事態を積極的に特定および評価してその影響を防止および軽減するとともに、インシデントが発生した場合は、直ちに関係当局に報告するものとし、

3.3 業務上の傷病 – サプライヤーは、適切な従業員トレーニング、設備のメンテナンス、個人防護具

(PPE)の提供を含め、安全な作業環境を確保するものとします。サプライヤーは、労働者が悪影響を被ることなく懸念する事例について報告できるようにするものとします。サプライヤーは、従業員が、健康や安全に対して差し迫った深刻なリスクが生じると考える状況から、報復を恐れることなく逃れる権利を尊重するものとします。

- 3.4 **産業衛生** – サプライヤーは、清潔で安全な作業環境を提供するものとします。施設を清潔に保ち、職業曝露について監視し、設備と資源を適切かつ安全に保管し、通路は怪我がないように、かつ非常口を確保できるように片付けます。
 - 3.5 **肉体的に過酷な作業** – サプライヤーは、肉体的に過酷な作業への労働者の曝露を監視および制御し、労働者の健康と安全を確保するために休息と水分補給時間を提供するものとします。
 - 3.6 **機械の安全防護** – サプライヤーは、安全上の危険について、設備の定期的なメンテナンスおよび評価を徹底するものとします。サプライヤーは、機械が設置および／または操作される場所に、物理的な防護具、安全防護装置、および防護壁を設置するものとします。
 - 3.7 **衛生、食品、住宅** – 労働者には、すぐに利用できる清潔なトイレ施設、飲料水、衛生的な調理施設、保管施設、および飲食施設を提供するものとします。サプライヤーが提供する労働者の寮は清潔かつ安全であり、かつ、適切な非常口、入浴およびシャワー用の温水、十分な照明、十分な空調設備、身の回りの品および貴重品を保管できる個別に安全が確保された宿泊施設、ならびに妥当な入退出権のある合理的にみて適切なパーソナルスペースが提供されるものとします。
 - 3.8 **健康と安全に関する伝達** – サプライヤーは、労働者がさらされている特定済みの職場の危険のすべてについて、労働者が理解できる言語で、労働者に適切な職場の健康と安全に関する情報とトレーニングを提供するものとします。これには、機械、電気、化学物質、火災に関連する危険および物理的な危険が含まれますが、これらに限定されません。健康および安全に関する情報は、施設に明確に掲示するか、労働者が識別可能かつアクセス可能な場所に掲載するものとします。
4. **持続可能性と環境** – テナントカンパニーは、長年、環境に対するステュワードシップを果たしてきました。そのため、サプライヤーにも同じコミットメントを共有したうえで環境を保護し、共有の天然資源を保全することを求めています。気候変動は、グローバルコミュニティが直面している最も差し迫った課題であり、テナントカンパニーは、サプライヤーに対し、事業全体において、気候変動への影響を軽減するよう努めることを求めています。サプライヤーは、温室効果ガス排出量(GHG)の削減、および大気汚染や水質汚染の軽減において重要な役割を果たします。
- 4.1 **環境に関する許可と報告** – サプライヤーは、関連するすべての国、地域、および現地の環境に関する法律および規制を遵守する必要があります。さらに、テナントカンパニーは、CDPなどの認定団体への二酸化炭素排出量の報告において、サプライヤーとのパートナーシップを提唱しています。テナントカンパニーは、サプライヤーに対し、ISO 14001などの環境マネジメントシステム(EMS)の導入を奨励しています。
 - 4.2 **汚染防止と資源保全** – テナントカンパニーは、サプライヤーに対し、継続的な取り組みとして事業全体にわたって汚染を軽減し、天然資源の保全手段として、原材料の使用にあたって効率性を高めることを求めています。

- 4.3 **有害物質** – 人や環境に危険をもたらす化学物質、廃棄物などの物質は、安全な取り扱い、移動、保管、使用、リサイクル、再利用、廃棄を徹底するため、識別し、ラベル付けしたうえで管理するものとします。有害廃棄物データは追跡し、文書化するものとします。
- 4.4 **固形廃棄物** – サプライヤーは、その事業によって発生する廃棄物の量を最小限に抑えるよう努めるものとします。これには、生産内での廃棄物削減方法の実践、製品製造におけるリサイクル材料の使用、過剰包装を最小限に抑える取り組み、できるだけリサイクル材料や毒性のない材料を使用することなどが含まれます。
- 4.5 **材料の制限** – サプライヤーは、リサイクルおよび廃棄に関するラベル表示を含め、製品および製造における特定物質の禁止または制限に関して適用されるすべての法律、規制、およびテナントカンパニーの要件を遵守するものとします。サプライヤーは、テナントカンパニーの要望に応じて、テナントに供給される材料に含まれている規制物質のうち、政府機関、顧客、および／またはリサイクル業者によって制限されている、または開示が求められる可能性のある規制物質の有無とその量について開示する必要があります。詳細については付録Aを参照してください。
- 4.6 **水管理** – 水は世界的に重要な資源です。テナントカンパニーは、サプライヤーに対し、水をそのようなものとして扱うことを求めています。サプライヤーは、事業における水利用の効率性を継続的に向上し、供給源に戻される汚染水を削減するよう努める必要があります。事業運営により発生した汚染水は、指定されたシステムに適切に送る必要があり、環境中や地下水中に放出してはなりません。
- 4.7 **エネルギー消費量と温室効果ガス排出量** – テナントカンパニーは毎年二酸化炭素排出量を報告しており、2040年までにネットゼロ(SBTiの定義による)を達成することを目標としています。この取り組みには、バリューチェーン全体の排出量(スコープ3)削減が含まれます。これを達成するには、サプライヤーとの提携が不可欠です。そのため、サプライヤーには二酸化炭素排出量を特定し、報告したうえで削減することを求めています。意味のある削減を達成するために、テナントカンパニーはサプライヤーに対し、二酸化炭素排出量削減計画の策定と検証を奨励しています。また、テナントカンパニーは、サプライヤーに対し、要望に応じて事業レベルとテナントカンパニーの購入レベルの両方の二酸化炭素排出量データを提出することも求めています。

5. 倫理と汚職防止

- 5.1 **ビジネスインテグリティと汚職防止** – テナントカンパニーのサプライヤーは、テナントの行動規範に沿った倫理原則を適用し、誠実に行動し、適用されるすべての法律、規則および規制を遵守する必要があります。テナントカンパニーは、サプライヤーがテナントカンパニーのグローバルサプライチェーンの一員として、サプライヤーマニュアルで説明されている要件を満たしていることを可能な限り確認するため、当社が取引を希望する各サプライヤーに対してデューデリジェンスを実施します。このプロセスでは、政府の制裁および汚職防止、マネーロンダリング防止、および／または現代の奴隷制に関する法律に違反するリスクを継続的にレビューします。
- 5.2 **不適切な利益の禁止** – 賄賂またはその他の不当または不適切な利益を得る手段を、約束、提示、承認、供与、または受領してはなりません。この禁止事項の対象となるのは、取引を獲得または維持するため、取引を誰かに差し向けるため、またはその他の不適切な利益を得るために、直接的または第三者を通じて間接的に、有価物を約束、提示、承認、供与、または受領することです。汚職防止

法の遵守を徹底するため、監視、記録保持、および執行手順を実施するものとします。

- 5.3 **情報の開示** – サプライヤーは、業務記録を透明かつ正確に維持するものとします。サプライヤーの労働、健康と安全、環境慣行、事業活動、構造、財務状況、および業績に関する情報は、適用される規制および現行の業界慣行に従って開示されるものとします。サプライチェーンでは、記録を改ざんすることも状況や慣行を不正確に説明することも容認されません。
- 5.4 **知的財産** – 知的財産権を尊重するものとします。技術およびノウハウの移転は、知的財産権が保護されるように行い、顧客およびサプライヤーの情報を保護するものとします。
- 5.5 **人工知能(AI)** – サプライヤーは、あらゆる形態のAIの使用を透明性をもって開示するものとします。これには、収集、処理、生成、または使用されるすべてのデータ(入力または出力)および導入されるAIツールまたはAIモデルが含まれますが、これらに限定されません。さらに、サプライヤーは、AIに関して適用されるすべての法律、規制、およびテナントの方針を遵守する必要があります。
- 5.6 **公正なビジネス、広告、競争** – 公正なビジネス、広告、競争の基準を支持するものとします。
- 5.7 **報告元の保護と報復の禁止** – サプライヤーは、不適切な行為に対して従業員が懸念をもった場合、これに対処するために十分なプログラムを用意するものとします。サプライヤーは、このプログラムについて伝達し、機密性を保護し、法律で禁止されている場合を除いて匿名で懸念を提起したり報告したりできるようにし、従業員を報復から保護するものとします。
- 5.8 **責任ある鉱物調達** – テナントカンパニーのサプライヤーは、適用されるすべての法律および規制を遵守する必要があります。当社は、サプライヤーが、責任ある材料調達および法令遵守に対する自社のコミットメントを定義したうえで実施し、二次サプライヤーに伝達することを求めています。テナントカンパニーはサプライヤーに対し、世界の鉱物サプライチェーンにおけるトレーサビリティと責任ある慣行を強化するための業界の取り組みをサポートすることを求めています。
- 5.9 **プライバシーとサイバーセキュリティ** – サプライヤーは、サプライヤー、顧客、消費者、従業員を含むすべての仕事相手の個人情報について、合理的に期待されるプライバシー保護を約束するものとします。サプライヤーは、個人情報を収集、保管、処理、送信、共有する際に、プライバシーおよび情報セキュリティに関する法律および規制要件を遵守するものとします。
- 5.10 **違法行為の非倫理性** – テナントカンパニーは、倫理に関する懸念を報告したり、支援を求めたりするための多くの経路を提供しています。テナント倫理ホットラインには、[こちら](#)からアクセスできます。また、テナント倫理ホットラインに電話することも可能です。現地の電話番号を確認するには、[こちら](#)をクリックしてください。

6. 管理システム

- 6.1 **会社のコミットメント** – テナントは、サプライヤーに対し、法令遵守と継続的改善に対するサプライヤーのコミットメントを確認する社会的および環境的責任に関する方針を策定し、経営陣による承認ののち、サプライヤーの施設に(該当する場合)現地語で掲示またはその他の方法で知らせることを求めています。
- 6.2 **管理の説明責任と実行責任** – サプライヤーは、管理システムおよび関連プログラムの実施を徹底する責任者として、上級役員および会社代表者(複数可)を定めるものとします。上級役員は、管理シス

テムの状態を定期的にレビューするものとします。サプライヤーは、十分かつ適格なリソースが自身のサプライヤー責任規約に割り当てられていることを評価するプロセスを整備するものとします。

6.3 **法的要件と顧客要件** – サプライヤーは、サプライヤーが事業を営む法域で適用されるすべての法律および規制を遵守する必要があります。これには、製造国および流通国の法域の労働および雇用に関する法律、ならびに製品設計、製造、包装、ラベル表示、輸入、および輸出に関する法律が含まれますが、これらに限定されません。商業送り状およびその他の必要な文書は、適用法に従って提供する必要があります。すべての製品は、関税に関して適用される法律および規制のもとで特に免除されない限り、原産国を表示するものとします。テナントのサプライヤーが、支持、宣言、および維持する必要がある具体的なコンプライアンスプログラムの最新リストについては、付録Aを参照してください。

6.4 **リスク評価とリスク管理** – テナントカンパニーのサプライチェーンパートナーは、以下を含む事業継続計画を通じて、リスクと中断を軽減することが求められています。

- 事業における備え、保護、監視、封じ込め、対応、復旧について記載された事業継続マネジメントシステム(BCMS)が整備されているという各サプライヤーの最高幹部のコミットメント
- 従業員、現地のインフラ、施設、輸送を含む復旧の計画および手順
- 文書化された、実行可能な最新の復旧計画と手順。要望に応じてテナントカンパニーがレビューできる。

6.5 **文書化と記録** – サプライヤーは、規制の遵守と会社の要件への準拠とともに、プライバシーを保護するための適切な機密性を確保するために、文書および記録を作成および維持するものとします。

6.6 **サプライヤーの責任** – サプライヤーは、本方針の要件を次のレベルのサプライヤーに伝達し、本方針と実質的に一貫する管理システムと慣行を採用するよう、そのサプライヤーに要求するプロセスを確立するものとします。

7. テナントカンパニーの情報要望への協力

サプライヤーは、物質、労働、輸入、排出、およびその完成品と原材料の各サプライチェーンからのトレーサビリティ宣言を含むデータを確保するテナントカンパニーの取り組みを十分にサポートし、これに協力する必要があります。テナントは、サプライヤーに対し、そのサプライヤーに自身の方針を定義、実施、伝達させ、テナントカンパニーが求める必要な情報を提供するためのデューデリジェンスを実施することを求めています。提供される情報は、重要なサプライチェーンについて不正確な説明をするものであってはならず、良好な取引関係のために必要なすべての既知の情報を含む必要があります。さらに、テナントカンパニーのサプライヤーは、すべてのデータプライバシーおよびサイバーセキュリティ規制を認識し、遵守する必要があります。

テナントカンパニーは、取引の成立前を含め、いつでも本方針の要件の遵守についての確認をサプライヤーに求めることができます。本方針への不適合を実証または是正するために必要な是正措置計画は、相互に合意されたスケジュールに従い、テナントの金銭的負担なく実施されます。サプライヤーは、テナントが準



拠していることを示す必要のある規制について、要望があったすべての宣言書を提出する必要があります。

A handwritten signature in black ink, appearing to read "Chuck Levene", written over a horizontal line.

Chuck Levene

グローバルサプライチェーン担当副社長

例外

なし

定義

なし

関連情報

付録 A

サプライヤーマニュアル

標準レビューサイクル

2年

違反への対応

本方針に従わない場合、契約解除を含む懲戒処分の対象となることがあります。

本方針の違反の疑いを報告するには、方針責任者または corpcompliance@tenantco.com に連絡してください。

不明な点がある場合

グローバル戦略的サプライ担当ディレクターにお問い合わせください。

レビューおよび改訂履歴

発効日: 2024年9月24日

改訂日: 2024年9月24日

本文書の印刷されたコピーは管理されていません。本文書の印刷版とデジタル版の間に矛盾がある場合は、オンラインで公開されている版が優先されます。

付録A – コンプライアンスプログラム

サプライヤーは、テナントカンパニーから直接、またはテナントカンパニーに代わって行動する権限のある第三者から、規制適合宣言の要望を受けます。この規制リストは必要に応じて更新されます。義務リストには、テナントが準拠する必要のある既存の法律を掲載しています。保留中／任意リストには、まだ発効していない規制、または準拠の仕組みがない規制を掲載しています。質問がある場合は、テナントカンパニーの各サプライヤー担当者にお問い合わせください。

義務

強制労働／児童労働

- 米国税関・国境取締局 – 公法117-78 – UFLPA(ウイグル強制労働防止法)

物質レベルの制限と報告

- 欧州連合 – REACH規則((EC) 1907/2006)
- 欧州連合 – 廃棄物フレームワーク指令(2008/98/EC)
- 欧州連合 – RoHS指令(2011/65/EU)
- 米国 – 21世紀の化学物質安全法を含む有害物質規制法

物質の原産地報告

- 米国 – ドッド・フランク法1502条「紛争鉱物」

サステナビリティ／スコープ3カテゴリ1の報告

- 欧州連合 – 炭素国境調整メカニズム
- 欧州連合 – プラスチック税

保留中／任意

強制労働／児童労働

- 英国 – 2015年現代奴隷法
- 米国カリフォルニア州 – サプライチェーンの透明性に関する法律
- オーストラリア
- カナダ

物質レベルの制限と報告

- コネチカット州／メイン州／ミネソタ州／ニューハンプシャー州 – PFAS規制

物質の原産地報告

サステナビリティ／スコープ3カテゴリ1の報告

- 欧州連合 – 企業サステナビリティ報告指令(CSRD)
- 欧州連合 – 企業サステナビリティデューデリジェンス指令(CS3D)